

第31回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成26年12月19日午後3時から午後5時まで

2 場所

京都地方裁判所会議室

3 出席者

(委員)

海老瀬敏正，齊藤真紀，塩田展康，内藤和世，西山明己，三木澄子，村上
和也，藪内直治，小林務，丸山毅，小久保孝雄，和田真

(事務担当者等)

梅村明剛，渡辺美紀子，志賀隆士，米沢弘治，神尾賢，藤木義裕，藤本昌
彦，松木慎治，大谷浩一

4 議題

裁判員制度の現状と課題について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告及び新任委員あいさつ

(3) 新委員長選出等

ア 委員長の選任

委員の互選により，小久保孝雄委員が委員長に選出された。

イ 委員長代理の指名

委員長は，和田真委員を委員長代理に指名した。

(4) 委員長あいさつ

(5) 議事

ア 裁判員制度の現状と課題について説明

イ 意見交換

《発言者：■＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

- 裁判員裁判に参加していただける割合が低下している現状と参加しやすいものにするための我々の試みをお伝えしたが，もっと国民が裁判員裁判に参加しやすくするためには，どのような点を改善していけばよいか，御意見をお伺いしたい。
- この意見交換における欠席率は，辞退を認められた上で欠席されている方を含めているのか。
- 議論をシンプルにするため，あらかじめ辞退を認められた方も含めて欠席率としている。
- 京都府北部にお住まいの方が裁判員候補者として京都市に行くためには交通の便が必ずしもよくないとお話があったが，現在建設中の高速道路が開通すれば一定程度改善されると思われる。また，北部地域だけの問題とは言えないが，出席率が低下している原因として，高齢化が進んでいることも考えられる。その他に，自営業など少人数で経営をしている場合は1人が職場から抜けると仕事に支障が出やすく，サラリーマンに比べて裁判員裁判に出席しにくいと考えられる。
- 裁判員選任期日に呼び出されるときに，その裁判で何日間くらい拘束されるか分かるのか。
- 裁判員等選任手続期日をお知らせする際に，審理にかかる日数もお伝えしている。
- 裁判員裁判では，通常，裁判員は1日に何時間くらいかわることになるのか。
- 一般的には，午前10時から午後5時まで裁判員としてかかわっていただくことが多いが，その間，昼には約1時間の休憩をしていただき，また，1時間に1回，15分程度休憩を入れながら審理を進めることが多いと思われる。

- 全国の平均的な数値として、裁判員を選任するための期日に90人に呼出状を発送すると約29人の方が選任期日に出席され、その中から裁判員6人、補充裁判員2人を選ぶという説明であったが、一般的に考えると8人を選ぶために29人は十分な人数であると考えられる。平均を取ればそういう数字になるが事件によってはそれより少ない場合もあって困るということであると思うが、そうであれば、単純に呼び出す母数を増やせば、出席率を向上させることはできるのではないか。
- 母数を増やすとその分くじにはずれる方が多くなってしまう。裁判所の理想としては、せつかく日程を調整して選任期日に来てくださるのであるから、国民の皆様に負担をおかけしないためにも、可能な限りくじではずれる方を減らしたいと考えている。
- 裁判員裁判に参加しようと思えば参加できるのにしない、理由もないのに参加してもらえない方が増えていることに対して、裁判所が危機感を持っているという理解でよいか。
- そうである。
- 無断で裁判員選任期日を辞退したら、どうなるのか。
- 法律上は、過料が科せられることとなっている。
- 裁判所は、何人に選任期日に出席してもらえれば理想と考えておられるのか。
- 審理日数等によって異なるが、裁判員6人、補充裁判員2人を選任するためには30人程度に選任期日にお越しいただく必要があると考えている。
- 要するに8人を選べばよいということであれば、出席率にそんなにこだわらなくてもよいのではないか。
- 出席率が低ければ、呼出状を発送する人数を増やさざるをえなくなる。
- 調査票の段階で呼出状を送られて辞退する方が正確に分かれば、出席率を上げるということにつながるのではないか。調査票の回答の分析や回答

を正確に書いてもらうにはどうしたらよいのかなどはアンケート会社のノウハウを取り入れるなどしてはどうか。

集中審理ということで連続開廷，連続した数日間を拘束されるとかえって困る場合もある。また，期日が午後5時に終わるということであれば，京都市内であっても保育園のお迎えに行くことは不可能であるので見直す余地があるのではないか。

事前に裁判員候補者に対して，近隣の宿泊施設，交通手段や託児施設や介護サービスなどの情報提供もなされているのか。それらの情報提供がなされていれば，裁判所に来るという精神的負担も軽減されるのではないか。

- 期日における拘束時間については，午前10時から午後5時にこだわるものではない。実際に広域から裁判員を呼び出す地方裁判所では，期日を午後4時に終了するなどの工夫をしている。また，保育園のお迎えが必要な方が裁判員に選ばれば，御都合を伺って終了時間を工夫している。

連続開廷については，期日の間に期間が空きすぎると前回の期日の記憶を思い出すのが難しくなると考えて集中審理をしているが，現状でも2週間を超えるような長期の事件の場合，かえって参加しにくくなることも考えられるので，週5日とせず週3日にするなどの工夫をしている。

- 選任期日の呼出状を郵送する際に，託児所及び介護サービスの案内文書を同封している。直接，市役所に問い合わせをしていただくことになるので，裁判所ではどの程度の利用実績があるのか把握できていない。裁判員制度開始当初，託児所のサービスを京都市内の方しか利用できなかったが，現在は裁判員であれば京都市外の方であっても利用できるようになっている。障害をお持ちの方については，別途案内文書をお送りしている。

また，裁判所は中立な機関であることから，特定の宿泊先をあっせんすることはできない。

- 国民の司法参加によって，国民が裁判をどのように身近に感じるように

なったのか、裁判員が量刑に関わることについて、どのように感じるかなども議論してはどうか。

- 御指摘の点についても、今後、議論ができればと考えている。
- 裁判員制度が始まってから一定の期間が経過しており、データの集積もあると思われる。経験や推測ではなく根拠のある数字に基づいて分析、検討する必要がある。
- 企業側も裁判員制度開始当初に公休制度を作るなどして努力している。司法制度は国民のためにあるものであるから、国民が参加するということはとてもよいことだと考えている。裁判員制度はしくみが複雑であるため、制度開始当初は制度のしくみを説明することに重点をおいた広報をしていたようであるが、現在は視点を変えて、裁判員制度の目的に焦点をあてて広報をしてはどうか。裁判員制度の各種パンフレットを見ても、裁判員制度の目的については少ししか触れられていない。
- 広報活動については、前回の当委員会における御意見を受けて、北部地域への広報にも力を入れているところである。原点に戻り、裁判員制度の価値を国民の皆様にお伝えすることが重要であると考え、今度も検討していきたい。本日はいろいろ貴重なご意見をいただき御礼を申し上げる。皆様からいただいたご意見は、今後の裁判員制度の運営に生かさせていただきたい。

ウ 次回のテーマ

民事裁判の迅速化について

エ 次回開催日

平成27年7月10日（金）

以 上